

『基礎・材料・共通部門 若手チャプター企画委員会』 規程

(本規程の目的)

第1条 本規程は、基礎・材料・共通部門（以下、A部門）若手チャプター企画委員会について定める。若手チャプター企画委員会の活動により、A部門における学会活動の活性化、A部門に属する若手の個人会員（正員、準員、学生員）の増加を図る。

(若手チャプター企画委員会の構成)

第2条 若手チャプター企画委員会は、A部門役員会直轄の委員会とする。

2. 若手チャプター企画委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員10名以内により構成される。

(委員長の選出・任命・任期)

第3条 若手チャプター企画委員会の委員長は、A部門役員会の委員（若手チャプター担当）を兼任する。このため、「部門共通・規程1」に準じ、本学会のA部門に属する正員の中から、A部門役員会が選出し任命する。

2. 電気学会総会の開催月を起点として、委員長の任期は原則として1年とする。
3. 原則として、副委員長経験者から委員長を選出する。
4. 委員長に年齢制限は設けないが、40歳前後より若いことが望ましい。

(副委員長の選出・任命・任期)

第4条 若手チャプター企画委員会の副委員長は、A部門役員会の委員（若手チャプター担当）を兼任する。このため、「部門共通・規程1」に準じ、本学会のA部門に属する正員の中から、A部門役員会が選出し任命する。

2. 電気学会総会の開催月を起点として、副委員長の任期は原則として1年とする。
3. 原則として、翌年に委員長に就任する。
4. 副委員長は、委員長が産業界出身ならば学界から、委員長が学界出身ならば産業界から選出することが望ましい。
5. 副委員長に年齢制限は設けないが、40歳前後より若いことが望ましい。

(委員の選出・任命・任期)

第5条 若手チャプター企画委員会の委員は、原則として、本学会の会員（正員、準員、学生員）とする。但し、若手チャプター企画委員会の活動に特に必要な場合は、A部門役員会の承認により、会員外からも委員を招聘することができる。

2. 委員は、A部門役員会、あるいは若手チャプター企画委員会が選出し、A部門役員会が任命する。
3. 委員の任期は、原則として2年とする。また、原則として、1年ごとに、委員の半数を入れ替える。任期は、電気学会総会の開催月を起点とする。
4. 委員に年齢制限は設けないが、40歳前後より若いことが望ましい。
5. 必要に応じて、若手チャプター企画委員会に若干名のオブザーバーを参加させることができる。但し、オブザーバーの参加について、A部門役員会の了承を得ること。

(若手チャプター企画委員会の役割)

第6条 若手チャプター企画委員会としての活動を、企画・立案し、実施する。

委員長および副委員長は、A部門役員会委員（若手チャプター担当）として、A部門役員会に参加する。

2. 委員長および副委員長は、企画・立案した活動内容について、A部門役員会において承認を得た上で実施する。また、活動状況を、適宜、A部門役員会にて報告する。

付1 若手チャプターの活動内容としては制約を設けないが、A部門大会における企画セッション（若手交流イベント）、A部門の各技術委員会が主催する研究会（他部門との合同研究会も含む）において、若手研究者・技術者を対象としたセッションなどを、企画・立案し、実施する。

(活動資金)

第7条 若手チャプターの活動資金としては、A部門活動資金を充て、「部門規程3：A部門活動資金運用規程」に則ることとする。

2. 戦略的事業予算については、適宜申請し、活用することが望ましい。

(付則)

1. 本規程は令和4年9月12日、A部門役員会にて承認制定。令和5年4月1日施行。
2. 令和6年11月22日、基礎・材料・共通部門役員会にて一部改定。